

2

評議員会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟定款第33条に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評議員会の種類及び招集

(評議員会の種類)

第2条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とし、前者は毎年1回5月に理事会の決議に基づき、代表理事がこれを招集する。

- 2 前項にかかわらず、代表理事は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。
- 3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の手続)

第3条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
 - (3) 次に掲げる事項が評議員会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
 - イ 役員等の選任
 - ロ 役員等の報酬等
 - ハ 事業の全部の譲渡
 - ニ 定款の変更
 - ホ 合併
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第4条 評議員会を招集するには、代表理事（第2条第3項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあってはその評議員、次項において同じ）は、評議員会の開催日の2週間前までに、評議員に対して書面又は電磁的方法によりその通知をしなければならない。

- 2 前項の通知には、第3条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録する。

(招集手続の省略)

第5条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときには、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

- 2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

第3章 評議員会の議事

(議長)

第6条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。評議員長欠席の場合は、副評議員長、又はその評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(評議員提案権)

第7条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の4週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

- 2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

(招集手続等に関する検査役の選任)

第8条 この法人又は評議員は、評議員会の係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該評議員会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

(定足数)

第9条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

- 2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

2 評議員会運営規則

(評議員会の決議事項)

第10条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに定款に定める事項を決議する。

- (1) 理事及び監事、並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事、並びに評議員の報酬の額並びに費用の額の決定及びその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部又は一部の譲渡若しくは公益目的事業の全部の廃止
- (8) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及び定款に定める事項

- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載又は記録された事項以外の事項については、決議することはできない。

(決議)

第11条 評議員会の議事は、「一般社団・財団法人法」第189条第2項に規定する事項及び定款に特に規定するものを除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は評議員として決議に加わることはできない。
- 3 前項にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員数の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (4) 公益目的取得財産残高の贈与及び残余財産の処分
- (5) 合併、事業の全部又は一部の譲渡若しくは公益目的事業の全部の廃止

- 4 前項にかかわらず、目的、事業、その他事業、評議員の選任及び解任に係る定款の変更の決議は、議決に加わることでできる評議員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行われなければならない。又、公益

目的取得財産の贈与に係る定款は変更することができない。

- 5 前4項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第12条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第13条 評議員の議事については、書面（又は電磁的記録）をもって議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名押印し、これを保存する。

- 2 議事録には、別表に掲げる事項を記載（又は記録）しなければならない。

(議事録の配付)

第14条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配付して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 事務局

(事務局)

第15条 評議員会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

第5章 雑則

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟設立登記の日から施行する。

平成23年3月8日一部改正

別表

議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、又は評議員が評議員会に出席した場合における当該出席の方法）
- 2 議事の経過の要点及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- 5 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称
- 6 評議員会の議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名